

2019 四国女子サッカーリーグ 大会要項

1. 主 旨 四国内における女子サッカーの技術向上と、健全な心身の育成を図り広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とする。
2. 主 催 (一社) 四国サッカー協会
3. 主 管 (一社) 香川県サッカー協会 (一社) 徳島県サッカー協会
(一社) 高知県サッカー協会 (一社) 愛媛県サッカー協会
4. 期 間 2019年4月21日～11月17日 予備日 なし
5. 参加資格 (1) 各県により決定された代表チームで(公財)日本サッカー協会に「女子」の種別で登録した加盟登録チームであること。
(2) 中学生(2007年4月1日以前に生まれたもの)以上の女子選手であること。
(3) (公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別チームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることができる。
(4) 外国籍選手:5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。
(5) 同一クラブ内の上位リーグの上のカテゴリーに登録された選手:5名まで登録でき、同一ピッチ上には3名まで出場できる。
(6) リーグ期間中、同一選手が異なるチームへ移籍後、再び同リーグに出場することはできない。但し、一家転住等の理由により大会期間中に移籍した選手が大会参加を希望する場合、(一社)四国サッカー協会女子委員長が別途了承した場合に限り、大会参加を認める。また、上記理由以外の諸事情により大会参加を希望する場合、(一社)四国サッカー協会女子委員長が別途了承した場合に限り、大会参加を認める。
(7) 選手変更届は、当該試合の1週間前までにリーグ運営委員長に必要書類を提出し、四国女子委員長了承後、当該試合から出場することができる。
6. 参加料 100,000円
7. 競技方法 (1) 6チーム総当たり2回戦を実施する。
(2) リーグ戦の順位決定方法は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点の勝ち点により、勝ち点の多いほうを上位とする。但し、勝ち点の合計が同一の場合は、以下の項目の順に順位を決定する。
 - 1) 全試合の総得失点差の多いチームを上位とする。
 - 2) 全試合の総得点の多いチームを上位とする。
 - 3) 当該チーム同士の対戦成績で勝者を上位とする。
当該チーム同士の勝ち点と同じ場合、2試合の得失点合計が多い方を上位とする
 - 4) 上記1)～3)の全項目において同一の場合は、抽選(当該チーム立会による)とする。

- (3) 試合時間は80分とし、ハーフタイムのインターバルは10分とする。
8. 競技規則
- (1) 大会実施年度（公財）日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
 - (2) 参加申し込みした選手のうち、各試合の登録選手は最大18名とする。
 - (3) 交代に関しては、競技開始前に登録した最大7名の交代要員の中から最大5名までの交代が認められる。交代して一度退いた競技者はその試合に再び出場することはできない。
 - (4) 本リーグにおいて退場を命じられたものは次の1試合に出場できず、それ以降の処置については本リーグの規律・フェアプレー委員会において決定する。
 - (5) 大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は次の本リーグ戦1試合に出場できない。また、本リーグの警告の累積は次年度リーグに持ち越されない。
9. ユニフォーム
- (1) 大会実施年度の（公財）日本サッカー協会ユニフォーム規定による。但し、以下の項目については特に本大会用として規定を定める。
 - (2) ユニフォームは異なる色の正副2着を用意すること。（FP・GK用共）また、シャツの色彩は審判員が通常使用する黒色と明確に判断し得るものでなければならない。
10. 表彰
- 優勝チーム及び得点クイーンを表彰する。
優勝チーム・賞状・カップ
得点クイーン・盾
11. 次年度参加資格
- 2020年度なでしこチャレンジリーグへの参入戦に勝利したチームがある場合、または2020年度四国女子U15サッカーリーグ（仮称）に出場するため本リーグを退会するチームがある場合、上位リーグからの降格が決定したチームが次年度四国女子リーグに参加を希望する場合、2020四国女子サッカーリーグのチーム数は6となるよう、2019四国女子リーグの成績によって下位のチームの残留や自動降格や入替戦の勝敗によって調整する。
12. 入替戦
- まず、各県から1チームまでの参入戦参加チームを募集する。
- i) 参加希望が4チームであり、「2020年度上位リーグからの降格チーム」や「2020年度なでしこチャレンジリーグへの参入戦に勝利したチーム」や「U15リーグ参加のための退会チーム」を考慮して計算し、次年度参加希望チーム数が6以上となる場合
2019年度6位以下相当（上位リーグから降格したチームがあればそのチームを1位相当チームとして考え、以下は2位のように計算）は自動降格、5位相当チームは四国リーグチャレンジチーム決定トーナメントの優勝チームと入替戦を行い、引き分け以上なら残留、敗戦した場合には降格となる。
 - ii) 参加希望が4チームではない場合には、7位以下相当チームは自動降格とする。6位相当チームは2020四国女子サッカーリーグチャレンジチーム決定トーナメントから参加し優勝した場合のみ残留、敗戦した場合には降格（引き分けの場合にはPK方式）。5位相当チームは残留となる。

13. 参加申込 (1) 参加申込書・プライバシーポリシーを郵送してください。
参加申し込み人数の上限は設けない。
(2) 運営担当、連絡先担当 鈴木 までメールでお知らせください。
アドレスは運営担当、連絡先担当届けの用紙に記載しています。
(2) 申込締切日：2019年3月25日必着 (郵送)
(3) 申込先：〒790-0914
愛媛県松山市三町3丁目12-13 三町ビル105号
(一社) 愛媛県サッカー協会 四国女子サッカーリーグ係
14. 選手証 各チームの登録証は、原則として(公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参しなければならない。ただし、写真貼付により顔が認識できるものであること。
※選手証とは、(公財)日本サッカー協会WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧表を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。
注：本リーグではスマートフォンやPC等の画面に表示した確認方法はなるべく利用せず、行っても数名までとする。(紛失や破損のリスクがあることと、確認もより早く正確に行うため)
15. その他 (1) 選手証：各試合の登録選手は、選手証を試合会場に持参すること。
(2) 試合会場では役員・係員の指示に従いサッカー選手・関係者としてのマナー向上を心がける。大会規定に違反し、その他不都合な行為があった時は、そのチームの出場を停止する。
(3) 落雷等、自然災害の発生時においては、大会本部の判断により試合を中止とすることがある。中止された試合については再試合を原則とするが、別途定めるところにより、打ち切り試合にすることがある。この場合の大会本部とは女子委員長・副委員長・本リーグ運営委員長・副運営委員長をさすものとする。
(4) リーグ期間中における事故・けが等について、主催者側は一切の責任を負わない。
万一の事故に備えて各チームでスポーツ安全保険等に加入しておくこと。
(5) 大会要項に規定されていない事項については大会本部において協議の上決定する。
なお2019年度に関しては、「2019年度重要確認事項」の内容に従う。
(6) 出場が辞退するようなことになった場合、同チームが関係するリーグ戦全ての試合結果を抹消し、同チームは「降格」とする。その後の処置は所属協会に委ねる。
(7) 1名以上の運営委員を帯同し、リーグの運営に協力できること。

【2019年度重要確認事項】

- ①前期5節の中で、雷や台風などの災害によって中止があった場合、出来る限りホームチームが、アウェーチームと相談し、日程と会場を決定（クレード OK）し試合を行えるよう努力する。ただし、6月中旬に試合が行えなかった場合には 出来なかった試合が1試合でもあった節の結果は、全チーム入れずに計算し、皇后杯四国大会に準決勝からシードされ進出する2チームは決定される。
- ②ユニフォームについて、選手の背番号を変更するときには、試合の1週間前までに、全チームに変更届をそのチームからメールしなければならない。
- ③入替戦の試合時間を2019年度から80分に変更する。
- ④ 大会要項 5. 参加資格 (3) と (6) に関する補足

参考

- (3) (公財) 日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別チームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることができる。
- (6) リーグ期間中、同一選手が異なるチームへ移籍後、再び同リーグに出場することはできない。但し、一家転住等の理由により大会期間中に移籍した選手が大会参加を希望する場合、(一社) 四国サッカー協会女子委員長が別途了承した場合に限り、大会参加を認める。また、上記理由以外の諸事情により大会参加を希望する場合、(一社) 四国サッカー協会女子委員長が別途了承した場合に限り、大会参加を認める。

- ④-i) 上のリーグ（なでしこリーグ1部・なでしこリーグ2部・チャレンジリーグ）に所属するトップチームの選手であっても、クラブ登録しているチームの選手であれば、2019四国女子サッカーリーグにも出場できることにする。（それについては現行通り）ただし、「1試合に5人まで登録でき、ピッチ内で同時に出場できる人数は3名まで」とする。クラブ登録された下のカテゴリーのチームの選手が、上のカテゴリーのチームに出場する場合には、この理由による人数の制限はない。
- ④-ii) 他リーグ（なでしこ、チャレンジ、県リーグ）とであれば、両方のリーグに出ることもルール上は可能である。ただし、「四国リーグに出場している選手が県リーグに出場することはできない」と県の規定などによって決められている場合は、四国リーグに登録した選手は、県リーグには出場出来ない。
- ④-iii) 移籍した選手の出場は、他のリーグからであれば問題ない。
- ④-iv) 四国女子リーグの他のチームで、「登録されていた」または「追加登録された選手」も、現ルールでも、「移籍選手の出場機会を制限しないでほしい」などの理由により、四国女子委員長の許可が得られれば出場できる。
- ④-v) 四国リーグ参入決定戦も含めて、他チームからの移籍選手の出場を制限することはしない。

四国女子サッカーリーグ参入決定戦の要項を上記の内容を反映するものに変更する。これを夏までに作成し、四国の各県に展開する。